

カラオケ利用のきまり

よく読んでから
ご利用ください

カラオケの利用にあたっては、近隣の方への迷惑にならないよう十分注意し、また、お互いが気持ちよく利用できるよう、次のことを守ってください。

- 1 カラオケ使用時は、建物のすべての窓と扉、カーテンを閉めること。
- 2 定められた以上に音量を上げないこと。(印のあるところまで)
- 3 カラオケは、近隣への配慮のため午後9時までとし、いかなる場合でも夜9時を過ぎて利用しないこと。(通常の利用時間は3時間まで)
- 4 カラオケの使用料は、1回1,000円とし、観音原カラオケ愛好会の事務局長(兼会計長)に納入すること。
*自治会内の、班の交流会については年1回無料です。
- 5 カラオケを使用するときは、部屋の申込み後にカラオケ愛好会事務局長(3区6班 清水(敏) 2780)に連絡する。

以上、よろしくご協力をお願いします。

*部屋の使用料は、集会所の使用料金表のとおり、別途集会所管理者に納入してください。

＜参考＞ 自治会員の場合

- ・集会室1～午前と午後が600円、夜間が700円
- ・ホール(集会室1+2)～午前と午後が1,000円、夜間が1,200円

【カラオケ機器に不具合が生じた場合の連絡先】

機器に連絡先のメモを張り付けています。